

令和3年9月

伊那中央行政組合議会定例会議案書

令和3年9月22日

令和3年9月伊那中央行政組合議会定例会議案目次

議案第1号	伊那中央病院料金条例の一部を改正する条例……………	3
議案第2号	令和2年度伊那中央行政組合一般会計歳入歳出決算認定について ……………	5
議案第3号	令和2年度伊那中央病院事業会計決算認定について……………	6
議案第4号	令和3年度伊那中央病院事業会計第2回補正予算について……………	7

伊那中央病院料金条例の一部を改正する条例

伊那中央病院料金条例（平成 1 5 年伊那中央行政組合条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

	脱毛（両大腿）	1 件	35,000円
	脱毛（他部位）50shotsまで	1 件	10,000円
	脱毛（他部位）50shots超 10shots毎	1 件	2,000円
	レーザーフェイシャル	1 件	15,000円

」を

「

	脱毛（両大腿）	1 件	35,000円
	脱毛（V I O）	1 件	25,000円
	脱毛（他部位）20shotsまで	1 件	4,000円
	脱毛（他部位）20shots超 10shots毎	1 件	2,000円
	レーザーフェイシャル	1 件	15,000円
ピコ秒レーザー治療		組合長が別に定める金額	

」に、

「

ピアス	ピアス（穴あけのみ）	両側	1 件	5,000円
		片側	1 件	3,000円
	ピアス（ピアス込）	両側	1 件	7,000円
		片側	1 件	5,000円

」を

「

ピアス	ピアス（ピアス込）	両側	1 件	5,000円
		片側	1 件	3,000円

」に、

「

	再診料（15分毎）	1 件	2,000円
--	-----------	-----	--------

」を

「

」

再診料（15分毎）	1 件	2,000円
キャンセル料（15分毎）	1 件	2,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

令和3年9月22日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

（提案理由）

美容外科の新規施術実施と施術内容の見直しによる項目の整理及びキャンセル料の設定に伴い所要の改正を行うため、提案するものであります。

令和 2 年度伊那中央行政組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する、同法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度伊那中央行政組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 22 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

令和2年度伊那中央病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度伊那中央病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月22日提出

伊那中央行政組合長 白鳥 孝

令和3年度伊那中央病院事業会計第2回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第218条第1項の規定により、令和3年度伊那中央病院事業会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和3年9月22日提出

伊那中央行政組合長 白鳥 孝